



被扶養者資格についてのご注意

大平洋金属健康保険組合

被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合は、資格喪失となります。
喪失事由が発生した場合は、健保組合まで速やかに届出下さいますようご協力をお願いします。

資格喪失となる例

- ①被扶養者が就職して他の健康保険に加入した時
- ②被扶養者の年間収入（パートなどによる給与、年金、自営業による所得など）が130万円（60歳以上または障害者の場合は180万円）以上になった時
※月額108,334円（60歳以上または障害者の場合は15万円）以上の収入が継続した時点で年収が認定基準額を超えるため、被扶養者資格は喪失になります。
- ③被扶養者が別居となり条件を満たさなくなった時
※別居となった場合、被扶養者の収入が仕送額より多い場合は被扶養者資格は喪失となります。
また、被扶養者の収入金額が②となった場合も同様です。

収入について再度ご確認ください！！

資格喪失の手続き
もれが多いです

収入とは・・・給与や年金などの名称に係わらず、全てを合算した金額になります。

- ◆月収が継続して108,334円（60歳以上または障害者の場合は15万円）以上になっていませんか？ →給与明細や年金振込通知書などをご確認下さい。
- ◆年収が130万円（60歳以上または障害者の場合は180万円）以上になっていませんか？ →源泉徴収票や確定申告書などをご確認下さい。

→収入が認定基準額以上となった場合は速やかに資格喪失の届出をお願いします！

届出が遅れた場合のデメリットは

喪失理由が発生した日までさかのぼって資格喪失となり、喪失日以降に病院などでかかった保険給付費（医療費）の返金が発生します。

→健保では毎年1回、皆様の被扶養者資格を確認（検認）させていただいておりますが、その時点で喪失となった場合、さかのぼり期間が長くなる可能性が高くなり被保険者のご負担も大きなものになります。

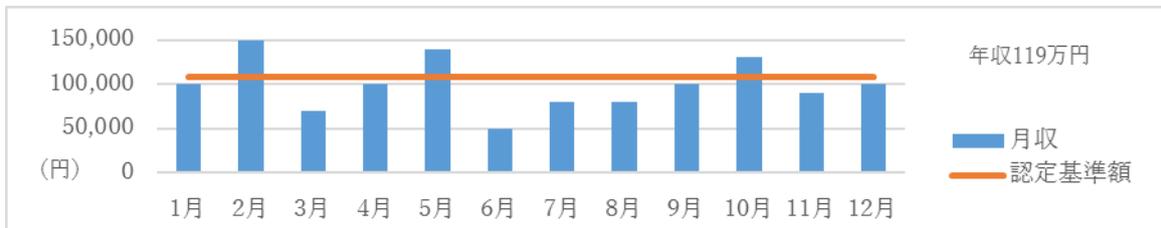
<収入状況による主な例>

※認定基準額は年収 130 万円未満（月収 108,334 円未満）です。

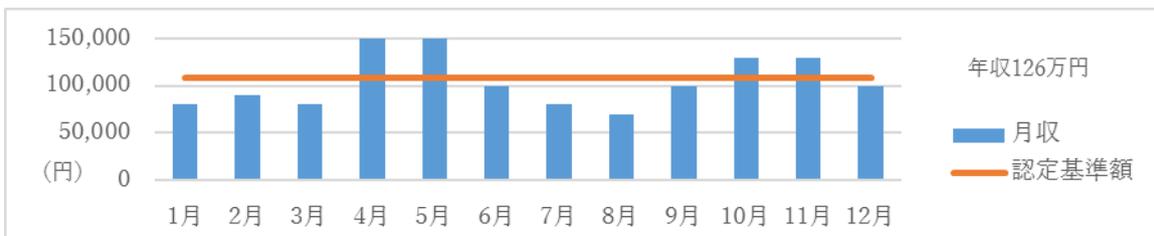
60 歳以上または障害者の場合は年収 180 万円未満（月収 15 万円未満）です。

【認定となる場合】

①月により収入に変化がある場合・・・認定基準額の「月収」を超える月もありますが、継続性がなく、認定基準内の「年収」となるため被扶養者資格は認定となります。



②特定の月の収入が多くなる場合・・・4月～5月、10月～11月は認定基準額の「月収」を超えています、特定の月の収入超過であり、継続性がなく、認定基準内の「年収」となるため被扶養者資格は認定となります。

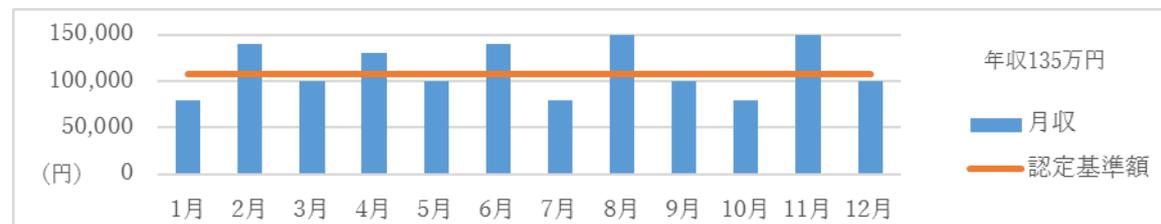


【資格喪失となる場合】

①月により収入に変化がある場合・・・認定基準内の「月収」となる月もありますが、認定基準額の「年収」を超えているため、被扶養者資格は喪失となります。

なお、この場合の資格喪失日は1月以降となります。

※認定基準額を超える月収が継続した明確な月がないため、1月から収入超過と考えます。



②ある月より収入が多くなった場合・・・6月以降、継続して認定基準額となる「月収」を超えているため、被扶養者資格は喪失となります。

なお、この場合の資格喪失日は6月以降となります。

※認定基準額を超える月収が継続した最初の月を喪失月と考えます。

